

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	大阪市 生活保護事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪市は、生活保護事務で特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析した上で、当該リスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

生活保護事務では、委託先による特定個人情報の不正入手・不正使用等への対策として、委託契約書にデータ機密保持事項を明記し、委託先における情報保護管理体制の確認及びデータ保護に関する規程の確認を行うとともに、委託事業者に秘密保持に関する覚書を提出させている。

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ①保護決定に係る事務 ②医療扶助に係る事務 ③介護扶助に係る事務 ※生活に困窮する方の申請に基づき、生活の状況を調査した上で保護の要否を判定し、生活保護の開始を決定する。生活保護対象者に対して、生活の状況に応じて各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)の支給を行う。 また、保護が適正に行われているか継続的に調査や点検を行い、必要に応じて指導の実施、及び支給した保護費や医療費等の返還や徴収の請求を行なう。
③システムの名称	総合福祉システム(生活保護システム)、統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第15条第1、2、3、4、5、6、7、8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二 第9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の、第1、2、3、5、8、9、9の2、10、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2の項 2.【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二 第26の項 番号法別表第二の主務省令第19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉局生活福祉部保護課
②所属長の役職名	福祉局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市福祉局生活福祉部保護課 電話: 06-6208-8011 ファックス: 06-6202-0990

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月13日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	総合福祉システム(生活保護システム)	総合福祉システム(生活保護システム)、統合基盤システム、中間サーバ	事後	システムの追加
平成30年11月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第15の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一第15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表第一の主務省令」という。)第15条第1、2、3、4、5、6、7、8の項	事後	文言修正
平成30年11月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項	1. 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二 第9、10、14、16、20、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法別表第二の主務省令」という。)第8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、26の4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、59の2、59の3条 大阪市個人番号の利用等に関する条例(以下「市番号条例」という。)別表第2の、第1、2、3、5、8、9、9の2、10、11、12、12の2、13、16、18、19、20、20の2の項 2. 情報照会 番号法第19条第7号 別表第二第26の項	事後	情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠について、情報提供と情報照会を分けて記入するため及び、別表第二変更に伴う、追記及び削除
平成30年11月13日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉局長 西嶋 善親	福祉局長	事後	様式の変更

